

「関西 I Mネットワーク協議会」会則

(名称)

第1条 本会の名称は、「関西 I Mネットワーク協議会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、関西地域に設置されたビジネス・インキュベーション（以下、「B I 施設」という。）に所属するインキュベーションマネージャー（以下、「I M」という）等およびイノベーション創出、産業振興を実施する支援機関・教育機関等（以下「支援機関・教育機関等」という。）に所属するコーディネータ等がネットワークを構築し、情報発信の機能強化、スキルアップ等に資する事業を実施することにより、各入居企業の成長を促進するより質の高い支援を提供するとともに、これらの職の地位向上及びB I 施設・支援機関等の認知度の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会の事業として、会員は共同して次に掲げる事業活動を行う。

- (1) 研究会、講演会、シンポジウム、ワークショップ、セミナーなどの会員が自発的に行う事業
- (2) 会員相互の情報交流、インキュベーション設置者、中小企業支援機関等の官民の関連団体との連絡、交流、協力等を図るために必要な事業
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、次のいずれかに該当する者であって、別紙1「メーリングリスト」に登録された者とする。

- (1) 会員の種別は、一般会員とパートナー会員の2種類とする。
- (2) 一般会員は、下記(a)～(c)に該当する者
 - (a) 関西地域に設置されたB I 施設で、I M等として活動する者
 - (b) 関西地域に設置されたB I 施設を管理運営する団体等に所属する者
 - (c) 関西地域に設置された支援機関・教育機関等に所属するコーディネータ等として活動する者
 - (d) 過去に、(a) (b) 又は (c) の職にあった者で、引き続き本会の活動に対して参加意思を有する者
- (3) パートナー会員は下記(e)、(f) 該当する者
 - (e) 行政機関、金融機関等に所属する者、士業を営む者
 - (f) 研究機関、民間企業等に所属し、当協議会の目的に準ずる活動をする者
- (4) その他、企画部会の推薦を受けて、会長が参加することを認めた者

(入会)

- 第5条 本会に入会しようとする者は、別紙2の入会申込書等に必要事項を記載のうえ、事務局に提出するものとする。
- 2 事務局は、入会申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査を企画部会に諮るものとする。
 - 3 企画部会は、内容を審査した結果、前条第1号～第3号に該当するものと認める場合は、「メーリングリスト」に登録する。
 - 4 企画部会は、内容を審査した結果、前条第4号に該当する者として入会を認める場合は、会長に承認を求めるものとする。
 - 5 前項の規定による会長の承認が得られた場合は、第3項の規定を準用する。

(退会及び資格の喪失)

- 第6条 会員は、別紙3の退会届を事務局に提出することにより、本人の自由意思をもって退会することができる。
- 2 会員が次のいずれかの事項に該当する行為を行った場合は、資格を喪失するものとする。
 - (1) 公序良俗に違反する行為
 - (2) 法令に違反する行為
 - (3) 選挙運動、若しくは、これに類似する行為、または宗教等への勧誘などの行為
 - (4) 他の会員又は第三者に対して、著しい不利益を与える行為
 - (5) 本会の活動や運営を妨害する行為
 - (6) その他、本会の目的に反し、本会の名誉を傷つける行為
 - (7) 所在、連絡先が不明で6ヶ月を経過した者
 - 3 企画部会は、前項各号の一つに該当する事象が生じたと認める場合は、本人にその事実確認を行い、会長に報告を行った後、当該会員が資格を喪失するに至ったことを他の会員に通知するものとする。

(会長、副会長及びその任期、選出方法)

- 第7条 本会に、会長1名及び副会長2名以内、顧問2名以内を置く。
- 2 任期は1年とし、無報酬とする。ただし、再任は妨げない。
 - 3 役員を選出は、前年度の企画部会の総意により推薦することを基本とし、適格者が見つからない場合は、総会時において、出席している会員の中から互選により選出するものとする。

(会長及び副会長の職責)

- 第8条 会長は、次の職責を司る。
- (1) 本会の運営及び事業活動の全体総括
 - (2) 第5条第4項の規定に基づく入会の承認
 - (3) 第6条第3項の規定に基づく資格喪失の報告

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 会長に不可避な業務が執行できない事由がある場合は、副会長が代行する。

(企画部会)

第9条 本会の円滑な運営、並びに、事業活動の充実及び強化を図るため、複数（10名程度）の会員（以下「企画部会メンバー」という。）で構成する企画部会を設置する。

- 2 企画部会は、原則として、毎月1回開催するものとする。
- 3 企画部会メンバーは、第3条に規定する事業の支援のほか、他の条項に規定する事項、その他緊急を要する事項等に対して、共同し、または、分担してその職務にあたる。
- 4 企画部会メンバーの選出は、現メンバーが次年度メンバーを推薦することとし、再任は妨げない。

(総会)

第10条 本会は、各年度（6月目途）に1回、全会員をもって構成する総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項について議決（承認）する。
 - (1) 会則の改正
 - (2) 解散
 - (3) 前年度の事業活動報告
 - (4) 次年度の活動方針及び事業活動計画
 - (5) 会長及び副会長の選出
 - (6) 企画部会メンバーの選出
 - (7) その他、本会の運営及び事業活動に関する重要事項
- 3 総会の招集は、事務局が最新のメーリングリストに基づき行うものとする。

(事務局)

第11条 本会の運営等に関する事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、企画部会メンバーの一人が所属する組織内に置くこととする。

(費用)

第12条 本会の運営及び事業活動に関連して発生した費用は、第三者がこれを負担するものを除き、その都度会員から相当額を徴収して支払うものとする。

(その他)

第13条 本会の運営等に関して、本会則に規定されていない事項のほか、会員相互間で紛争等が生じたときは、会員相互の協力のもとで、その解決に向けて努力するものとする。

(附 則)

本会則は、平成17年6月15日付けをもって制定する。

(附 則)

第1条 本改訂は、平成20年6月11日付けをもって施行する。

第2条 本則第4条の規定による会員については、メーリングリストが整備されるまでは、従前の例による。

(附 則)

本改正は、平成22年6月29日付けをもって施行する。

(附 則)

本改正は、平成23年6月27日付けをもって施行する。

(附 則)

本改正は、令和2年6月19日付けをもって施行する。